

30. 密封包装食品製造業

- 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業です。
- 冷凍又は冷蔵によらない方法による保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるもの（食酢（すし酢を含む。）及びはちみつ）は除きます。
- 前各号（第1号から第29号）に該当するものを除きます。



30. 密封包装食品製造業

- ・旧第27号（ソース類製造業）の営業許可の対象とされていた食品のうち、容器包装に密封され常温で保存が可能なものを製造する営業は、この許可の対象です。
- ・瓶、缶、プラスチック等の容器に密封包装された食品であっても、要冷蔵品については、この許可の対象になりません。

